

# 「配水管技能者登録証」(耐震継手)更新のお知らせ

(社)日本水道協会が実施しています、配水管工技能講習会の受講修了者、または、登録要件を満たした配水管技能者は、耐震継手(NS,S形)管の技能者として「配水管技能者名簿」に登録し、併せて「配水管技能者登録証」の交付を行っています。

この登録証の有効期限は5年となっており、平成13年度に「配水管技能者登録証」の交付を受けた技能者は、平成18年度に更新時期を迎え、更新の手続きが必要になります。

なお、一般継手(K,T形)管の技能者は、有効期限が定められていないので、更新手続きは不要です。

## 1. 更新の手続き方法

更新の手続きは更新を希望する本人が申請する必要があります。

更新申請者は、「配水管技能者登録証更新申請書」に所要事項を記入し、更新の手続きを行ってください。更新対象者には、事前に「配水管技能者登録証」(耐震継手)更新のご案内をします。

## 2. 更新手続料

更新手続料は、1名につき3,500円(消費税を含む)です。

## 3. 有効期限を過ぎて更新申請する方

配水管技能者登録証の取得後、何らかの都合で有効期限の5年間が経過した場合でも更新申請ができます。この場合は、有効期限切れの期間が生じますが、再更新による配水管技能者登録証の発行日から5年間が有効期限となります。

## 4. 実技講習を希望する方

水道事業体によっては、登録更新時に併せて「実技講習の受講」を義務づけていることがあります。実技講習を希望する場合は、「配水管技能者登録証更新申請書」にその旨を記入のうえお申し込みください。実技講習は、更新手続料とは別に、受講者1名につき11,000円(交通費、宿泊費は受講者負担)の受講料が必要になります。実技講習の受講希望者には配水管技能者登録証の更新後、会場、日程等を別途ご案内します。

〒102-0074 東京都千代田区九段南4丁目8番9号  
(社)日本水道協会 配管設計・配水管工技能講習会事務局

TEL:03-3264-2496 FAX:03-3264-2237

E-mail:haikan@jwwa.or.jp

URL:<http://www.jwwa.or.jp/haikan/>

詳細は、「配水管技能者登録証」更新のご案内、または、事務局にお問い合わせください。  
ホームページでもご案内しております。